

保育需要と提供体制における採 択及び財政支援について

令和8年7月30日(木)

こども未来部 こども・若者政策課

保育提供体制の確保のための財政支援

●保育提供体制の確保のための財政支援とは

こども家庭庁が示した「保育政策の新たな方向性」を踏まえて、市区町村が地域の「保育の需要(定員に対する希望)」と「提供体制(実際の受け皿)」を分析した計画を作成し、その状況に応じて国から補助金等の財政的な支援を受けるもの。

● 目的

①需給と提供の「見える化」

自治体ごとに変化する人口動態や子育て世帯のニーズを正確に把握し、過不足のない保育環境の整備を図る。

②質の高い保育の確保・充実

「量から質への転換」を目指し、地域の特性に応じた質の高い保育サービスを安定的に提供する。

保育提供体制の確保のための財政支援

● 承認が必要となった経緯

令和8年度から、各市区町村の実情を踏まえた計画期間内の保育需要の把握が十分かどうか、需要に対する提供体制が確保できているかどうかなどを確認する観点から、市区町村の地方版子ども・子育て会議での承認を得る必要があるとされたため、本分科会で承認を求めることになった。

● 財政支援を受けるためには

①実施計画の策定

自治体は、地域の人口減少や待機児童の状況などを踏まえ、今後数年間の「保育需要」とそれに見合う「提供体制」をまとめた実施計画を作成し、国へ提出する。

②財政支援の条件

保育施設の整備や「保育士宿舎借り上げ支援事業」などの補助金を受けるためには、この実施計画が国に採択される必要がある。また、市区町村の「子ども・子育て会議」等で承認を得ることが必須要件となっている。

保育提供体制の確保のための実施計画

	年齢	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和9年4月1日	令和10年4月1日	令和11年4月1日
		実績	実績	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数
就学前児童数 ① (人)	0 歳 児	2,172.	2,225.	2,258.	2,223.	2,230.
	1 ・ 2 歳 児	4,961.	4,718.	4,991.	4,828.	4,746.
	3 歳 以 上 児	7,925.	7,743.	8,016.	7,924.	7,662.
	合 計	15,058.	14,686.	15,265.	14,975.	14,638.
申込者数 (保育ニーズ) ② (人)	0 歳 児	467.	495.	502.	494.	495.
	1 ・ 2 歳 児	3,367.	3,295.	3,485.	3,371.	3,315.
	3 歳 以 上 児	5,644.	5,644.	5,843.	5,776.	5,585.
	合 計	9,478.	9,434.	9,830.	9,641.	9,395.
申込率 (②／①)	0 歳 児	21.5%	22.2%	22.2%	22.2%	22.2%
	1 ・ 2 歳 児	67.9%	69.8%	69.8%	69.8%	69.8%
	3 歳 以 上 児	71.2%	72.9%	72.9%	72.9%	72.9%
	合 計	62.9%	64.2%	64.4%	64.4%	64.2%
利用定員数 (整備量) (人)	0 歳 児	863.	866.	885.	885.	885.
	1 ・ 2 歳 児	3,032.	3,093.	3,153.	3,159.	3,165.
	3 歳 以 上 児	5,239.	5,263.	5,374.	5,378.	5,382.
	合 計	9,134.	9,222.	9,412.	9,422.	9,432.
待機児童数 (人)	0 歳 児	0.	0.	※令和8年1月提出時は60人見込み		
	1 ・ 2 歳 児	129.	31.			
	3 歳 以 上 児	3.	0.			
	合 計	132.	31.			

採択の種類と財政支援の選択について

● 財政支援の項目について

実施計画は、採択分類が①待機児童対策、②人口減少対策、③地域の課題に応じた対策という3つになり、それぞれ次のような財政支援の項目が定められている。

大津市選択	財政支援	必要な採択
○	A 就学前教育・保育施設整備交付金(補助率の嵩上げ)	待機児童対策／人口減少対策
○	B 保育所等改修費等支援事業(補助率の嵩上げ)	待機児童対策／人口減少対策
○	C 就学前教育・保育施設整備交付金(設置主体の緩和)	待機児童対策／人口減少対策
○	D 保育士宿舎借り上げ支援事業	地域課題
	E 民有地マッチング事業	待機児童対策
	F 保育利用支援事業	待機児童対策
	G 広域的保育所等利用事業	地域課題
○	H 都市部における保育所等への賃借料支援事業	地域課題
○	I 利用者支援事業(基本型)	地域課題
○	J 利用者支援事業(特定型)	地域課題
○	K 一時預かり事業(一般型)	待機児童対策
	L 一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)	地域課題
	M 認可化移行運営費支援事業	待機児童対策
	N 幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業	待機児童対策

大津市が希望する財政支援について

● 待機児童対策における財政支援の項目について

希望している財政支援:A、B、C、K

- (参考) A 就学前教育・保育施設整備交付金(補助率の嵩上げ)
B 保育所等改修費等支援事業(補助率の嵩上げ)
C 就学前教育・保育施設整備交付金(設置主体の緩和)
K 一時預かり事業(一般型)

希望理由

- A:保育施設の新設に係る財政負担が大きいため
B:保育施設の新設(賃借物件の改修)に係る財政負担が大きいため
C:事業者の対象を広げることで円滑に民間事業者の公募を実施するため
K:令和8年度も多数の待機児童の発生が見込まれるため

大津市が希望する財政支援について

● その他の地域課題における財政支援の項目について

希望している財政支援：D、H、I、J

- (参考) D 保育士宿舎借り上げ支援事業
H 都市部における保育所等への賃借料支援事業
I 利用者支援事業(基本型)
J 利用者支援事業(特定型)

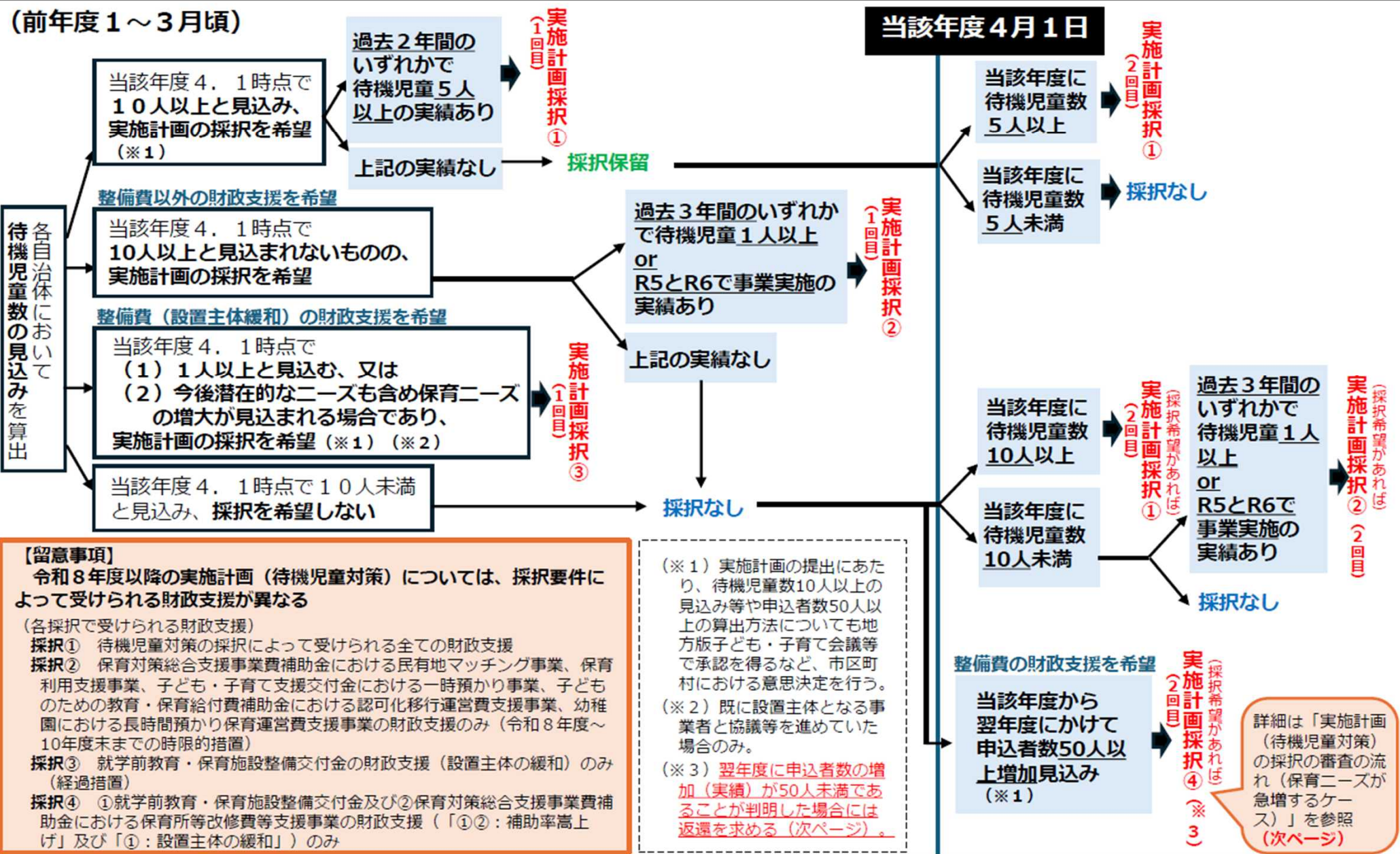
希望理由

- D: 保育士が働きやすい環境を整え、人材確保と離職防止を図るため
H: 当該財政支援が受けられないことにより、保育の受け皿の整備や既存施設の運営に影響が出る恐れがあり、待機児童の増加が懸念されるため
I: 子育て世帯の身近な場所で、子育て支援の情報提供や必要に応じ相談、助言を行うことができる利用者支援員を配置するため
J: 保育について、窓口・電話相談、保育利用の申請受付に対応する保育制度に精通したアドバイザーを配置するため

実施計画（待機児童対策）の採択の審査の流れ

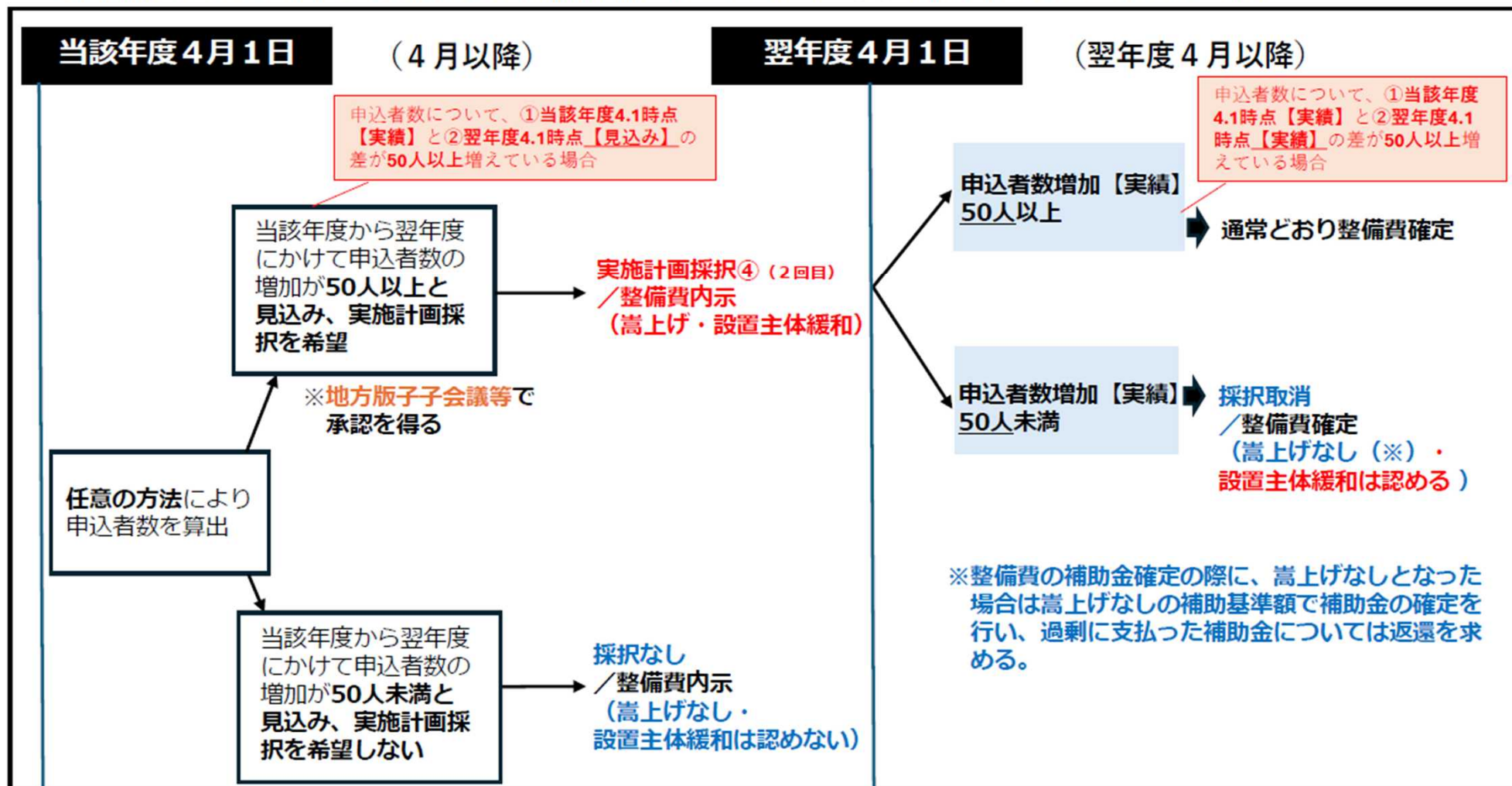
参考資料

「保育提供体制の確保のための実施計画」のうち「待機児童対策」の採択について、
「待機児童が10人以上見込まれる市区町村」に関する審査の流れについては以下のとおりとする。



実施計画（待機児童対策）の採択の審査の流れ（保育ニーズが急増するケース）

- 当該年度の4月1日時点の待機児童数が10人以上見込まれない自治体においても、大型マンションの設立等により翌年度の保育ニーズが急増する場合もあると考えられることから「翌年度の申込者数が50人以上増加する場合」には、実施計画の採択を行う予定。（①就学前教育・保育施設整備交付金及び②保育対策総合支援事業費補助金における保育所等改修費等支援事業の財政支援（「①②：補助率嵩上げ」及び「①：設置主体の緩和」）を希望する場合のみ）
- ただし、この場合、当該年度は「申込者数増加見込み」で採択を行うこととなるため、翌年度に申込者数の増加の実績が判明した段階で、50人を下回っていた場合には採択取消を行う予定。（「①②：補助率嵩上げ」のみ採択取消）



※上記の流れは、「待機児童が10人以上見込まれない市区町村」のうち「翌年度の申込者数が50人以上増加する場合」のみ発生するものであることに留意 1